

2025 年 7 月 22 日

会社法改正に係る提言（指名委員会等設置会社における監査委員会制度を中心に）

公益社団法人日本監査役協会

## 1. はじめに

2025 年 4 月より、法務省法制審議会にて会社法改正が議論されることとなり、今回の改正の主な検討事項の三点目として、「企業統治の在り方」が提示され、項目として「指名委員会等設置会社制度の見直し」、具体的には「社外取締役の選任状況等を踏まえた指名委員会等の権限の見直し」が挙げられている。

この法改正の議論に合わせて、当協会監査法規委員会では、指名委員会等設置会社における監査委員会制度につき、下記のとおり提言を行いたい。指名委員会等設置会社は、取締役会及び取締役の中から取締役会で選定される委員（過半数は社外取締役であることを要する）からなる指名・監査・報酬の三委員会が、取締役及び執行役の職務執行を監督するという、いわゆるモニタリングモデルに基づく企業統治構造を採用している。もっとも、各委員会の委員の選定・解職権限を持つ取締役会本体については、社外取締役を過半数にすることが義務付けられておらず、その構成が執行側（経営陣）優位となることが排除されているわけではない。そして、このような現行法制のもとでの監査委員や監査委員会の地位について見ると、監査委員は、取締役会の決議によりいつでも解職されうること、監査委員の選定又は監査委員に就任予定の取締役の選任議案について監査委員会に同意権や提案権が与えられていないこと、監査委員の選定・解職・辞職について監査委員に株主総会における意見陳述権がないこと、監査役や監査等委員と比較して任期が短いこと、また、監査委員会の議事録を監査委員以外の取締役が制限なく閲覧可能であること等に見られるように、監査委員（会）は監査の観点では基本的に監査役（会）や監査等委員（会）と同等の責任を負っているにもかかわらず、監査委員の身分保障は、監査役や監査等委員と比べて脆弱であり、それに応じて監査委員会の執行側からの独立性も、監査役（会）や監査等委員会に比して弱いものになっている。

指名委員会等設置会社へ移行する会社がいまだ少数にとどまっていることから、指名委員会等設置会社をより選択しやすくするような制度改正を望む意見もあるようであるが、上記のような監査委員・監査委員会についての課題を放置したまま、単に選択を容易にするための制度改正の議論に終始することは、法改正のそもそもの目的である企業統治の改善には必ずしも資さないと考え、今回の提言に至った次第である。

なお、当協会では、会社法上の三つの機関設計間には基本的に優劣があるわけではなく、各社において、自社に適した機関設計を選択することが望ましいと考えている。ただ、機関設計を検討する場合には、会社は三つの機関設計における監査の在り方、独立性などの相違点も十分に考慮要素に加えながら、自覚的に自社に適した機関設計を選択すべきと考えていることを付言したい。

## 2. 独立性の論点

### (1) 監査委員の取締役としての選任・解任、委員としての選定・解職

株主総会における取締役の選任に際しては、取締役候補者のうち、選任後に監査委員に就任することが予定されている者（監査委員就任予定者）を、株主総会参考書類に明記することを求めるべきである。

- ・監査役（会）設置会社における監査役や、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役は、株主が直接、株主総会で選任する。選任議案を決定するのは取締役会であるが、監査役会や監査等委員会は、選任議案に関する同意権及び提案権を有している（会社法 343①～③、344 の 2①②）。その結果、監査役・監査等委員である取締役の候補者については、監査役会・監査等委員会に実質的な決定権限があることになる。
- ・これに対して、指名委員会等設置会社では、取締役候補者の決定権は指名委員会にあり（会社法 404①）、指名、監査、報酬に係る三つの委員会の委員は、まず株主総会で取締役として選任され、その後取締役会にて、指名委員、監査委員、報酬委員として選定される（会社法 400①②）。また、取締役会は、各委員会の委員をいつでも解職できる（会社法 401①）。このように、指名委員会等設置会社の監査委員は、株主によって直接選ばれるのではなく、取締役会の決議により選ばれるため、取締役会の多数派の意向で、任期中いつでも交替させられる可能性がある。また、監査委員会は、取締役会における監査委員の選定についても、また、監査委員となることが予定されている取締役の選任議案の決定についても、同意権や提案権を有しない。このように、監査委員の独立性が監査役や監査等委員と比較して弱いことから、例えば、執行側の不正の疑いを指摘した監査委員が取締役会の決議により交替させられるというように、実効性のある監査が困難となるおそれがある。
- ・こうした問題を踏まえるなら、指名委員会等設置会社においても、監査等委員会設置会社と同様に、監査委員である取締役については、株主が直接、株主総会で選任するものとし、かつ、監査委員会に対して監査委員である取締役の選任議案に関する同意権や提案権を付与することが、監査委員の独立性を確保し、監査の実効性を高める観点から望ましいという考え方もありうる。ただ、そのような改正が、各委員会は取締役会の内部機関であるという指名委員会等設置会社の基本設計を変更することになるため困難であるとするれば、現行制度を前提にした現実的な改善策として、取締役選任議案を決議する株主総会においては、株主総会参考書類に、取締役候補者の中で選任後に監査委員となることが予定されている者を明記するように義務付けることを提案したい。
- ・このような株主総会参考書類の記載は、株主総会において選任された取締役で構成される取締役会による監査委員の選定の判断を法的に拘束するものではない。しかし、取締役会が、株主総会参考書類に記載された監査委員就任予定者を監査委員に選定しなかったり、任期中に交替させたりした場合は、記載と異なる判断をした理由について事実上の説明責任が生じるという形で、取締役会の多数派による恣意的な監査委員の選定・交替を抑止する効果が期待できる。また、取締役候補者のうち誰が監査委員に就任することが予定さ

れているかを明記させることは、選任議案への賛否の判断を行う株主に対する情報提供の観点からも有益と考えられる。さらに、株主総会参考書類への記載を義務付けることにより、誰を監査委員就任予定者とするかが、株主総会の招集について決議する取締役会の決議事項に含まれることになるため、現職の監査委員である取締役は、株主総会の招集の件を取締役会にて決議する際に、監査委員会の構成や候補者について意見を述べる機会が与えられることになる。これにより、監査委員会に監査委員候補者の同意権や提案権を付与することに近い効果が期待でき、もって監査委員の独立性の強化につながるものと考ええる。

- ・以上の提案に対しては、監査委員を選定するのは、株主総会で新たに選任された取締役により構成される取締役会であり、当該株主総会の招集を決議する取締役会ではないから、後者の取締役会に対し、監査委員就任予定者を株主総会参考書類に記載することを求めることは、法的又は実務的に困難であるという意見があるかもしれない。

しかし、現行法のもとでも、株主総会で新たに選任された取締役により構成される取締役会の承認が必要な事項について、「予定」として株主総会参考書類に記載することとされている事項は存在する（責任限定契約、補償契約、役員等賠償責任保険契約の締結予定。会社法施行規則 74①四・五・六）。また、指名委員会等設置会社の約 65%が、株主総会後に各取締役がどの委員会に所属する予定かを株主総会参考書類に明記している<sup>1</sup>。指名委員会等設置会社では、三委員会の委員を必ず選定しなければならない以上、取締役候補者を決める段階で、誰がどの委員会の委員となるかまで予定した上で取締役候補者を決めることは、ごく自然なことである。現行法下で既に広く行われている委員の就任予定の記載は、取締役候補者が社外取締役候補者である場合は、「選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」（会社法施行規則 74④三）の一つとして記載していると理解することが可能と思われるが、このような委員の就任予定を記載すべきことを明文で規定することは、実務に明確な法的根拠を与えることになる。また、既にこれほど広く就任予定の記載が行われている以上、法令で記載を義務付けることとしても、実務に大きな負担をもたらすこともないと考えられる<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> 当協会にて、指名委員会等設置会社のうち 91 社分につき、2025 年 3 月時点の株主総会招集通知の参考書類を調査したところ、各候補者が取締役就任後にどの委員会の委員に選定される予定かを記載している会社は、全体の 64.84%（59 社）であった。記載の在り方としては、本文に後述のとおり「期待される役割」の中に記載する、議案の末尾に一覧表として掲載する、スキルマトリクスにつなげて一覧を掲載する、末尾に注として文章で記載する等、各社各様であった。

<sup>2</sup> 株主への情報提供の観点からは、監査委員会だけでなく、各委員会の委員の就任予定を株主総会参考書類に記載させることが有益なように思われるが、監査委員会制度に関して提言を行うという本提言の目的から、監査委員就任予定者に絞って提言することとした。

任期中で辞職したあるいは解職された監査委員には、直近の株主総会において意見陳述をする権限が付与されるべきである。

- ・監査役（会）設置会社における監査役及び監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役を解任するには、株主総会の特別決議を要する（会社法 343④、309②）。また、監査役や監査等委員は、株主総会において、監査役や監査等委員の選任・解任・辞任について意見を述べるができる（会社法 345①②④、342 の 2①②）。
- ・これに対し、指名委員会等設置会社における監査委員は、任期中いつでも取締役会の決議によって解職することができるし、監査委員は、選定や解職あるいは辞職について、株主総会における何らの意見陳述権も与えられていない。そのため、指名委員会等設置会社の監査委員の一人が執行側と対立し、取締役会や指名委員会が執行側に賛同した場合には、当該監査委員は取締役会で容易に解職される可能性があり、また、解職されなくても、次の株主総会に向けて指名委員会において取締役候補とされず、再任されない可能性もある。このことを危惧する監査委員が自由に自己の所見を表明することを躊躇し、その結果、監査委員会による監査が形骸化してしまうおそれも考えられる。
- ・以上のことから、指名委員会等設置会社の監査委員についても、その選定、解職又は辞職について、直近の株主総会での意見陳述権を付与することを検討すべきである。最低でも、提言にあるように、監査委員が任期中に解職された場合には、株主総会で意見を述べる機会を与えることが、監査委員の身分保障の強化ひいては監査委員会による監査機能の強化の観点から必要である。

## （２）監査委員会の議事録の閲覧

監査委員以外の取締役による監査委員会の議事録の閲覧は否定すべきである。

- ・監査役会及び監査等委員会の議事録は、株主がその権利を行使するため必要があるときには裁判所の許可を得て閲覧及び謄写を請求できるが（会社法 394②、399 の 11②）、監査役（会）設置会社における取締役及び監査等委員会設置会社における監査等委員ではない取締役には閲覧・謄写権は認められていない。
- ・これに対し、指名委員会等設置会社における三つの委員会の議事録は、当該会社の取締役であれば、委員会の構成員でなくとも閲覧及び謄写が可能となっている（会社法 413②）。そのため、例えば、監査委員会において、執行役を兼ねる取締役の不正行為に関する審議をした場合、その議事の経過の要領と結果は議事録に記載されるが、執行役を兼ねる取締役自身がその部分を閲覧及び謄写することが可能であれば、その者が自身の不正行為に関する調査活動に圧力を掛けるなど、監査委員会による調査を妨害することも否定できないことから、このような事態は回避する必要がある<sup>3</sup>。したがって、監査委員会の独立性

<sup>3</sup> 監査役会設置会社の事例であるが、監査役が代表取締役と争い、違法行為につき差止め請求

を確保するために監査委員以外の取締役による監査委員会の議事録の閲覧及び謄写を不可とするべきである<sup>4</sup>。

- ・なお、報酬委員会や指名委員会の活動は、監査委員会による監査の対象であるため、これらの委員会の議事録については、少なくとも監査委員である取締役は、閲覧及び謄写が認められる必要がある。このように、報酬委員会や指名委員会の議事録は、監査委員会のそれとは位置付けが異なるため、本提言においては、報酬委員会・指名委員会の議事録については提言の対象にしていない。

### 3. 監査委員会の体制の実効性確保の論点

監査委員会による監査の実効性確保のためには、常勤の監査委員を選定して監査活動を行うことが望ましいと考えられるが、常勤の監査委員の選定を義務付けない現行の法制を維持する場合には、常勤の監査委員を選定しない会社においては、監査委員会を補佐するための常勤の補助使用人の設置が不可欠であり、そのための会社法上の手当てがなされるべきである。

具体的には、常勤の監査委員を選定しない場合には、1名以上の常勤の補助使用人の設置を義務付けるべきであり（A案）、義務付けをしない場合は、1名以上の常勤の補助使用人を設置するか否かの決定権を監査委員会に与えるべきである（B案）。また、A案、B案のいずれの場合も、具体的な常勤の補助使用人の選解任については、監査委員会に同意権を与えるべきである。

- ・監査役会設置会社では常勤監査役の設置が義務付けられているが（会社法 390③）、指名委員会等設置会社においては、組織監査を想定しており、常勤者の設置は義務付けられていない。しかし、実態として、当協会調査によると、指名委員会等設置会社の 75.7%は常勤の監査委員を設置しており、多くの指名委員会等設置会社において、常勤者が必要であると認識されていることがうかがえる<sup>5</sup>。
- ・しかしながら、常勤の監査委員の設置を義務付けず、かつ、監査委員会に監査委員の選任・

---

をした事例（東京地決平成 20 年 11 月 26 日資料版商事法務 299 号 330 頁）や、会社側が監査役を解任しようとし、対抗した監査役が取締役の違法行為の差止め請求をした事例等に鑑みるに、執行側が監査をする側に圧力を掛けるケースは散見する。そのため、監査委員においても監査役と同等に審議の守秘性確保のための規定は必須である。

<sup>4</sup> なお、議事録の閲覧・謄写とは別に、各委員会には取締役会での報告義務があるが（会社法 417③）、監査委員会が、執行役又は取締役（執行役等）の関与が疑われる不正の調査を行っている最中にその内容について取締役会で報告しなければならないものとするれば、監査委員会は、執行役等の職務の執行を監査するという職務（会社法 404②一）を適切に行うことができなくなり、法の趣旨に反するから、現行法の解釈としても、そのような内容を報告する義務はないと解すべきである。

<sup>5</sup> 独立性を重視して、常勤者は社内取締役とは限らず、社外取締役であることもある。

解任について同意権も提案権もないとする現行の法制を維持する場合は、取締役会の意向によって、常勤の監査委員となりうる取締役候補者が選任されない場合がありえ、その場合には、常勤監査委員の不在を補い、監査を充実させるための代替案として、常勤<sup>6</sup>の補助使用人が選任されるような法改正がなされるべきである。具体的には、以下のいずれかの案が考えられる。

【A案】常勤の監査委員を置かない指名委員会等設置会社には、1名以上の常勤の補助使用人の設置を会社法で義務付ける。また、常勤の補助使用人の選解任については、監査委員会に同意権を与える。

【B案】常勤の監査委員を置かない指名委員会等設置会社について、1名以上の常勤の補助使用人の設置を会社法で義務付けない場合は、1名以上の常勤の補助使用人の設置の可否について監査委員会に決定権を与える。監査委員会が常勤の補助使用人を設置することが必要と決定した場合、常勤の補助使用人の選解任については、監査委員会に同意権を与える。

このうち、【A案】は、常勤の監査委員も常勤の補助使用人もいない監査委員会では、監査の実効性を確保できないという認識のもと、常勤の監査委員がいない場合には、最低限、常勤の補助使用人1名を設置することを義務としつつ、その具体的な人事については、業務執行側との調整も必要となりうることから、監査委員会に決定権ではなく同意権を付与するものである。

これに対して、【B案】は、常勤の監査委員も常勤の補助使用人もいない監査委員会においても、内部監査部門等との連携や非常勤の補助使用人の体制によっては、常勤の補助使用人がいないときでも、それと同等レベルの監査をなしうる会社もありうるとの認識のもと、その可否の判断を監査委員会の決定に委ねつつ、その具体的な人事については、業務執行側との調整も必要となりうることから、監査委員会に決定権ではなく同意権を付与するものである<sup>7</sup>。

・なお、実態としては、当協会の調査によると、指名委員会等設置会社の97.3%は補助使用人を設置しており、また、73%が常勤（専任）（調査本文では「専属」と表記）の補助使用人を設置している。このような実態に鑑みると、少なくとも、常勤の監査委員を選定し

---

<sup>6</sup> ここでいう「常勤」とは、常勤の使用人であるにとどまらず、おおむねフルタイムで、監査委員会の補助業務に従事するという意味であり、おおむね「専任」に近い。

<sup>7</sup> なお、1名以上の常勤の補助使用人の設置を会社法で義務付ける場合（【A案】）や会社法で義務付けず、監査委員会にその可否の決定権を与える場合（【B案】）であっても、具体的な補助使用人の選解任については、会社法では監査委員会に同意権までは与えず、この点に関する会社の方針については、「監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項」（会社法416①一ロ、会社法施行規則112①一・二・三参照）として、取締役会の決議事項とすることも考えられる。

ない場合の補助使用人の設置の義務付けは、実務上の過度な負担となるものではないことを付言する。

#### 4. おわりに

今後、会社法改正の中で、指名委員会等設置会社の取締役会の過半数を社外取締役とすることを求めるか否かが議論されると想定される。その結果、取締役会があるべき姿として、より議論の中立性・公正性・独立性が向上するならば、上記の監査委員会の独立性や監査委員の身分保障、監査委員会の体制の実効性への懸念は相当程度払拭されるとも考えられるが、それだけで全ての懸念が解消されるとは言い難く、何らかの対応が必要である。

今後の法改正の議論において、本提言を踏まえた議論がなされることを切に希望する。

以上

#### 【参考文献】

- ・田中亘『会社法 [第5版]』2025年、東京大学出版会
- ・松井秀樹「指名委員会等設置会社において、監査委員会の独立性は確保されるか？」『月刊監査役』2025年1月号（No.770）
- ・塚本英巨「指名委員会等設置会社の分析－2024年－」『資料版／商事法務』2024年9月号（No.486）
- ・日本監査役協会「2024年監査役制度の運用実態調査 第25回 定時株主総会後の監査役等の体制に関する年次調査 集計結果」（2024年12月17日）
- ・相澤哲・石井裕介「株主総会以外の機関」相澤哲編著『別冊商事法務No.300 立案担当者による新会社法関係法務省令の解説』2006年、商事法務
- ・弥永真生『コンメンタール会社法施行規則・電子公告規則 [第3版]』2021年、商事法務